

「マイナンバー確認、本人確認、これ一枚」 マイナンバーカード取得や 電子証明書の更新に関する相談を受付けています

勤務先や金融機関へのマイナンバーの提出には、一枚でマイナンバー提示と身分証明ができるマイナンバーカードが便利です。

マイナンバーカードを取得する場合、申請からマイナンバーカードの取得まで1～2か月ほどかかります。

申請件数が増えるにつれて、申請から取得までの日数がさらに増えることが予想されます。ぜひ、今のうちにマイナンバーカードを取得しましょう。

■問合せ 役場町民健康課 ☎ 296-5891

- 3・4月の予定**
- 申請後のマイナンバーカードの受取りや取得
 - 電子証明書の更新に関する相談・手続き
 - 日時
 - 〈平日〉 3月4日(水)・18日(水)、4月1日(水)・15日(水) 午後5時15分～7時
 - 〈休日〉 3月8日(日)、4月12日(日)・25日(土) 午前9時～正午
 - 場所 役場町民健康課 (役場庁舎1階)

就職等で健康保険が変わったら 国民健康保険の届け出をお忘れなく

届出は、異動があつてから14日以内
にお願いします

「就職で国民健康保険から職場の健康保険に加入した」、「退職で職場の健康保険をやめた」など、国民健康保険の内容に変更等が生じたときは、町役場へ届出が必要です。加入・喪失の届け出忘れがないか、今一度ご確認をお願いします。

○届出が必要になる場合

こんなとき	手続きに必要なもの
国保に加入するとき	
職場の健康保険をやめたとき 扶養家族でなくなったとき	印鑑、健康保険の資格喪失証明書・退職証明書・離職票など喪失日が記載された書類
他の市区町村から転入したとき	印鑑
国保加入者に子どもが生まれたとき	印鑑、保険証、母子健康手帳
生活保護を受けなくなったとき	印鑑、保護廃止決定(変更)通知書
国保をやめるとき	
職場の健康保険に加入したとき 扶養家族になったとき	印鑑、保険証、加入した職場の健康保険証
他の市区町村に転出するとき	印鑑、保険証
死亡したとき	印鑑、保険証
生活保護を受けるようになったとき	印鑑、保険証、保護開始決定(変更)通知書

※その他、住所・世帯主・氏名などの保険証に記載する内容が変わったとき、保険証をなくした・破損したとき、修学や施設への入所等で他の市区町村に転出したときも届出が必要です。必要書類など詳細については、役場町民健康課までお問い合わせください。

※窓口で保険証を交付する際は、運転免許証・パスポートなどの本人確認書類が必要になる場合があります。

■問合せ 役場町民健康課 ☎ 296-5891



犬を飼っている方は、必ず受けさせましょう 集団狂犬病予防注射を実施します

1年に1度、必ず接種を

町では、令和2年度の集合狂犬病予防注射を右表の日程で実施します(雨天決行)。1年に1度、狂犬病予防注射を必ず接種しましょう。(犬の登録がお済みの方には、3月末に案内はがきを送付しています。)

■料金(1頭) 3,500円(済票交付手数料550円、予防注射料金2,950円) ※未登録の犬については、この他に登録手数料3,000円がかかります。 ※当日は釣り銭のないようにご用意ください。

なお、動物病院で狂犬病予防注射を受けた場合は、「注射済票交付」の手続きが毎年必要です。

■問合せ 役場産業環境課 ☎ 296-5894

日程	時間	会場
4月10日(金)	午前9時30分～11時30分	鳩山ライスセンター(泉井)
	午後1時30分～3時30分	中央公民館西側駐車場
4月11日(土)	午前9時30分～11時30分	今宿コミュニティセンター駐車場
	午後1時30分～3時30分	公民館石坂分館駐車場

就職や結婚などにより加入の種別が変わったら 国民年金保険の届け出をお忘れなく

届け出もれにより
保険料が納付できず
「年金が受け取れない」
とならないために!

20歳から60歳になるまでの40年間は、すべての人が国民年金に加入します。職業などにより加入種別は、【第1号被保険者(自営業者など)・第2号被保険者(会社員・公務員)・第3号被保険者(第2号被保険者の被扶養配偶者)】の3つに分かれます。

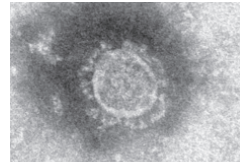
就職や結婚などにより加入の種別が変わるときは、届出が必要です。

○国民年金へ加入・変更するとき

こんなとき	どうする	届出先
20歳になったとき	国民年金に加入の手続きをする	第1号被保険者→市町村 第3号被保険者→配偶者の勤務先
会社を退職したとき	国民年金に加入の手続きをする (被扶養配偶者であった方も同様)	市町村
結婚や退職等で配偶者の扶養に入ったとき	第3号被保険者への種別変更の届出をする	配偶者の勤務先
配偶者の扶養から外れたとき	第3号被保険者から第1号被保険者への種別変更の手続きをする	市町村
配偶者が会社を変えたとき	引き続き第3号被保険者となる手続きをする	配偶者の新しい勤務先

※届出の内容により、届出先が異なります。また、届出の際には国民年金手帳や添付書類が必要になりますので、事前にご確認ください。

■問合せ 役場町民健康課 ☎ 296-5891、または川越年金事務所 ☎ 242-2657



「咳エチケット」の徹底と手洗い・手指消毒で予防！ 新型コロナウイルス感染症について

新型コロナウイルスに関連した感染症は、中国だけでなく日本やアジア各地その他の国でも確認されています。まずは、マスクの着用を心がけること、咳をする時にはティッシュやハンカチ、袖等を使って口や鼻を押さえる「咳エチケット」を徹底すること、石鹸を使った手洗い・手指の消毒をするなどの感染症対策を行うことが重要です。また、中国湖北省、浙江省などへの渡航歴がある方、患者との濃厚接触がある方で、37.5度以上の発熱や咳、喉の痛みなど呼吸器症状がある方は、次の相談窓口へご相談ください。

- 相談窓口
 - ◆平日昼間（午前8時30分～午後5時15分）
坂戸保健所 ☎ 283-7815
 - ◆土曜・日曜日昼間（午前8時30分～午後5時15分）
埼玉県保健医療政策課 ☎ 048-830-3557
 - ◆厚生労働省（午前9時～午後9時）
☎ 0120-565653（フリーダイヤル）
 - ◆夜間
・埼玉県救急電話相談（午後5時30分～翌日午前8時30分） ☎ #7119



厚生労働省
LINE
QRコード

第三弾 ハトミライ☆プロジェクトに今年もご協力をお願いします 鳩高生といっしょに「ふくしま」の桜を植樹しませんか



一昨年からスタートした「ハトミライ☆プロジェクト」も今回で3回目となります。鳩山高校生徒会が中心となり、鳩山町と一緒に桜の苗の植樹を行います。植樹する苗は、鳩山高校が震災復興ボランティアで活動している「ふくしま（福島）」の桜の苗です。

今年で3年目を迎えることから、3本ほど「地球観測センター（JAXA）」の敷地内に植樹する予定です。

将来、満開の桜で、たくさんの笑顔を咲かせたいと願っています。皆さまのご協力を心よりお待ちしております。

■日時 3月25日（水）受付は午後1時から、式典は、

- 1時30分から（1時間30分程度）
- 場所 地球観測センター（JAXA）敷地内
- 費用 無料
- 内容 ◇桜の苗の植樹 ◇「ふくしま」に向けて、メッセージボードの作成・記念撮影。
- 持ち物 飲み物、動きやすい服装（私服も可）
- 申込・問合せ 3月19日（木）までに鳩山高校生徒会 鈴木（☎ 296-5395）までご連絡ください。

「ハトミライ☆プロジェクト」とは

鳩山町の地域活性化に貢献するため、町と共催で桜の植樹を行うプロジェクトで、東日本震災復興ボランティア活動で縁のある福島の桜の苗を使用しています。「30年後に地元鳩山を桜の名所へ」という願いを込めて、2018年3月に鳩山町農村公園で第1回（写真右）の植樹を、2019年3月に鳩山町石坂の森で第2回（写真左）の植樹を行いました。

第6回認知症普及啓発コラム 認知症による徘徊等にはご注意を

認知症になると、場所や時間がわからなくなったり、少し前の記憶がなくなることがあります。そのため、何らかの目的で外出したものの、途中で認知症の諸症状が出てしまい、自分が何故ここにいるのかわからず混乱してしまったり、意味もなく徘徊してしまうことがあります。他市町では、散歩に出てから数日帰ってくるができなくなり、搜索したところ自宅から数十キロもはなれたところで発見されたという事例もあります。

鳩山町では、認知症で徘徊してしまう方を早急に発見するため「はーとん見守りシール」を作り、無料で配布しています。このシールを認知症の方の手荷物や服などにつけることによって、発見・保護された後から親族等へ情報が行き届くまでの流れがとてもスムーズになります。「はーとん見守りシール」に関する情報は、役場ホームページをご確認いただくか、下記までお問い合わせください。

■問合せ 町地域包括支援センター ☎ 296-7700



まちづくりに参画してみませんか 各種審議会等の委員を公募します

町では、各種政策に町民の皆さんのご意見を反映させるため、公募委員を募集します。

	鳩山町都市計画審議会委員	鳩山町農業経営・生産対策推進会議	鳩山町子ども・子育て会議及び鳩山町次世代育成支援対策地域協議会
募集趣旨	町では、都市計画行政の円滑な運営を図るため、鳩山町都市計画審議会を設置しています。この審議会は、町長の諮問に応じて、都市計画に関する調査審議し答申します。その答申に町民の皆さんのご意見を反映させるため、委員を公募します。	町では、農林行政の円滑な運営を図るため、鳩山町農業経営・生産対策推進会議を設置しています。この審議会は、町長の諮問に応じて、地域農業に関する調査審議し答申します。その答申に町民の皆さんのご意見を反映させるため、農林業に興味のある委員を公募します。	町では、地域子ども・子育て支援を総合的に推進するために設置した、子ども・子育て支援法に基づく「鳩山町子ども・子育て会議」と次世代育成支援対策推進法に基づく「次世代育成支援対策地域協議会」の委員を公募します。2つの会議は、目的や内容等が重複する部分が多いことから併せて開催し、委員も兼務で委嘱するものです。
応募資格	次の①～⑤の要件にすべて該当する方 ①本町に、引き続き1年以上住所を有する方 ②令和2年4月1日現在において、満20歳以上の方 ③応募日現在において、本町の審議会等で2件以上の公募委員となっていない方 ④原則として、過去の審議会等の公募委員就任回数が5回以上でない方 ⑤都市計画に興味のある方		
募集人数	2人	3人	4人（原則、男女2名ずつ）
報償費等	会議参加1回につき6,000円（年1,2回程度会議を開催）	会議参加1回につき2,000円（年3回程度会議を開催）	会議参加1回につき6,000円（年4回程度会議を開催）
任期	令和2年4月1日から令和4年3月31日（2年間）		
応募方法	応募用紙に必要事項を記入のうえ、受付期間中に、各窓口への持参（土・日曜日、祝日を除く午後5時まで）・FAX・郵送のいずれかの方法で提出してください。		
応募用紙設置・提出場所	役場まちづくり推進課（庁舎1階）・役場東出張所	役場産業環境課（庁舎3階）・役場東出張所	役場町民健康課（庁舎1階）・役場東出張所
郵送時の提出先	〒350-0392 鳩山町大字大豆戸184-16 鳩山町役場		
	まちづくり推進課 都市計画・都市施設担当宛	産業環境課 農業・商工業政策担当宛	町民健康課 町民サービス・子育て支援担当宛
応募期限	3月19日（木）（必着）	3月19日（木）（必着）	3月19日（木）（必着）
委員の決定	①応募者が定員に満たない場合は、応募資格を確認のうえ、原則として応募者を委員に決定します。 ②応募者が定員を超えた場合には、公開抽選により委員を決定します。 ※結果については、応募者全員にお知らせします。		
公開抽選日	3月27日（金）午前9時から 役場3階301会議室	3月27日（金）午前9時30分から 役場3階301会議室	3月24日（火）午前9時から 役場3階301会議室
問合せ	まちづくり推進課 都市計画・都市施設担当 TEL 296-5893 FAX 296-2594	産業環境課 農業・商工業政策担当 TEL 296-5895 FAX 296-7557	町民健康課 町民サービス・子育て支援担当 TEL 296-5891 FAX 296-1945